

特定非営利活動法人 いたばし協働推進センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いたばし協働推進センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都板橋区板橋三丁目63番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く地球市民としての自覚にたち、誰も置き去りにしない・されない地域社会を実現するために、あらゆる市民、機関の協働を推進し、課題解決を図ることを目的とする。ここでいう協働が目指すものとして、以下の通りとする。①日常生活において介護・介助など支えを必要とする人たちを支援するための仕組みづくり、②大規模な災害によって誰も命を失わないための仕組みづくり、③それらを実現するための市民の学び合い。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動

(16) 経済活動の活性化を図る活動

(19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 助け合いや支え合いの仕組みづくりを図る事業
- (2) 災害時の共助に向けた仕組みづくりを図る事業
- (3) 助け合いや支え合いの仕組みづくり、及び、災害時の共助に向けた仕組みづくりを実現するために、市民相互が学び合うための事業
- (4) 協働にかかわる課題の解決を支援するための研究・教育普及活動
- (5) 実施事業に関する情報の発信、広報活動
- (6) その他、本会の目的達成のために必要とする事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および。
- (2) 賛助会員 上記以外の本会の目的に賛同する個人および団体。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(義 務)

第11条 会員は、この法人を政治、宗教その他の営利目的のために利用してはならない。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第13条 既に納入した、会費は返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会の議決において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は、増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを

解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員を選任又は解任

(7) 職務及び報酬

(8) 会費の額

(9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄。

(10) 事務局の組織及び運営

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第16条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に

加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面または電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の事項に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区 分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	加藤勉
副理事長	廣瀬カズ子
理事	勝沼深
理事	二ノ宮リムさち
理事	武井重雄
監事	青木浩和
同	塩尻輝雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	1,000円
	賛助会員	個人	1口 3,000円 (1口以上)
		団体	1口 5,000円 (1口以上)

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 いたばし協働推進センター

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	理事・監事	カトウツトム 加藤 勉		有・無	理事長
2	理事・監事	ヒロセカズコ 廣瀬 カズ子		有・無	副理事長
3	理事・監事	カツヌマフカシ 勝沼 深		有・無	
4	理事・監事	ニノミヤリムサチ 二ノ宮リムさち		有・無	
5	理事・監事	タケイシゲオ 武井重雄		有・無	
6	理事・監事	アオキヒロカズ 青木 浩和		有・無	
7	理事・監事	シオジリテルオ 塩尻輝雄		有・無	
8					
9					
10					

2025年度 事業計画書

法人成立の日 から 2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 いたばし協働推進センター

1 事業実施の方針

初年度は、「市民相互が学び合うための事業」の中の、連続講座事業に重点を置いていく。この事業は、地域の課題を学び合う講座の実施をきっかけに、地域人材の掘り起こしと地域サポートチームの結成を図るものであり、本会の目的である協働を推進して課題解決を図ることの実態を作る第一歩となるためである。この事業で創出されたつながりが、助け合いや支え合いの仕組みづくり、災害時の共助に向けた仕組みづくりにもつながっていくと考えられる。板橋区内18地域センターエリアごとの実施を目指し、まず7月に、モデル地域として清水、高島平、下赤塚の3地域で行い、そのまとめを元に、次の実施エリアを検討し、次年度にかけて継続して実施する。

また、初年度では、共通する方針として、長期的展望に立ち、まず板橋区内の実態調査を行い、調査の過程及び発信により関係づくりを進めるという仕組みづくりの最初の段階を進め、その結果を、次年度の関係者と協働で行う事業の実施に活かしていく。

「助け合いや支え合いの仕組みづくりを図る事業」では、初年度全体を通して、板橋区の助け合い・支え合いの取り組みの実態調査を行い、調査過程で、関係団体・機関を訪問する等により関係づくりを進めるとともに、まとめのフォーラムを実施する。

「災害時の共助に向けた仕組みづくりを図る事業」では、年度内に地区防災マニュアル策定予定の6地区で、要支援者の避難支援について、地域センターと連携して介助講習会を実施する。また、災害時の共助に関する学習会と、映画「逃げ遅れる人々」を題材としたフォーラムを関係者に呼びかけながら実施し、災害時の共助をテーマとした関係する個人、団体、機関のネットワークを広げる。

「市民相互が学び合うための事業」は、連続講座事業と並行して、板橋区内の学び合いの実態調査を行い、冊子を発行する。

「研究・教育普及活動」は、法人全体の目的となる「誰も置き去りにしない・されない地域社会の実現」という視点で課題を深掘りするための研究活動として、適宜学識経験者や文献等の知見を用いながら、法人の目的の共有を図るための状況整理を関係者で行う。俯瞰的な視点からの整理が、協働の推進の土台となると考えられる。

「情報の発信、広報活動」は、3ヶ月に1回、法人事業の報告をまとめたニュースを発行するとともに、公式LINEを活用して、恒常的に情報発信を行う。これらの情報発信が、他事業への参加を促し、協働の推進にも寄与すると考えられることから、事業費の振り分けとしては、多く配分している。

「その他、本会の目的達成のために必要とする事業」については、法人の事業を続ける中で、必要となった事柄を柔軟に包含するためにおいたものであり、初年度の計画には入れ込まないものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予定額 (千円)
助け合いや 支え合いの 仕組みづく りを図る事 業	板橋区の助け合い・支え合いの取り組みの実態調査の設計（調査目的、項目、対象、調査方法、まとめ方の検討）及び実施。	7月～11月 にかけて随 時	法人事務所	3人	関係団体、機 関、地域関係 者等 50人	130
	調査結果に関するフォーラムの実施	1月	地域センタ ー（会場未 定）	3人	関係団体、機 関、地域関係 者等 40人	80

災害時の共助に向けた取り組みを図る事業	要支援者の避難支援に即した介助講習会の実施	2ヶ月に1回	各地域センター	4人	町会自治会、関係団体・機関・事業所等 100人	110
	地域の先進事例を学ぶ学習会の実施	2ヶ月に1回	各地域センター	4人	町会自治会、関係団体・機関・事業所等 70人	100
	災害時の共助に関するフォーラムの実施	11月	地域センター（会場未定）	4人	町会自治会、関係団体・機関・事業所等 150人	90
助け合いや支え合いの仕組みづくり、及び、災害時の共助に向けた取り組みを現実に、市民相互が学び合うための事業	板橋区内の学び合い・学習会に該当する事業・団体の調査及び冊子発行	毎月1回の会議と随時調査	法人事務所	3人	関係団体、機関、地域関係者等 50人	136
	地域の課題を学び合い、地域サポートチームを結成する3回連続講座事業	7月	清水地域センター 高島平地域センター 下赤塚駅前集会所	12人	実施地域住民及び関係者 170人	120
	3回連続講座事業を受けたフォーラムの実施	9月28日	板橋地域センター	12人	連続講座参加者及び次回実施予定候補地域の住民等 50人	80
協働にかかわる課題の解決を支援するための研究・教育普及活動	課題を深掘りする研究会の実施	9月より毎月1回	デイサービスおむすび	2人	地域課題解決に関わる団体・個人等 15人	70
実施事業に関する情報の発信、広報活動	法人の活動に関するニュース（紙媒体及びデータ）の発行	3ヶ月に1回	法人事務所	3人	不特定多数	400
	公式LINEによる活動報告・活動予定の発信	通年	法人事務所	3人	不特定多数	30
その他、本会の目的達成のための必要とする事業	実施予定なし					0

2026年度 事業計画書

2026年4月1日 から 2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 いたばし協働推進センター

1 事業実施の方針

次年度は、初年度の事業を引き継ぎつつ、実態調査の結果やその過程で構築した関係をもとに、具体的な課題解決のための協働事業の企画・実施に重点を置く。また、初年度に引き続き、「市民相互が学び合うための事業」の中の、連続講座事業を進め、実施地域を増やして、地域ごとの展開の仕方の違いに留意しつつ、助け合いや支え合い、災害時の共助に向けた仕組みづくりの展開の土台を作る。

「助け合いや支え合いの仕組みづくりを図る事業」では、初年度の実態調査をもとに、板橋区内の助け合い・支え合いに関わる団体・機関・個人等の連携モデルを、関係者との協議で設計し、その実効性を検討して、地域展開の具体化を推進する。

「災害時の共助に向けた仕組みづくりを図る事業」では、初年度で広げたネットワークを土台として、個別避難計画作成を具体的に進めるために、障がい者団体、地域包括支援センター、計画相談事業所等を含む協議会を組織し、協働を進める。また、地域への展開として、避難支援者養成講習会及びシンポジウム「災害時に誰もが助かる地域づくりの実践に学ぶ」を実施する。

「市民相互が学び合うための事業」は、連続講座事業と並行して、初年度の調査結果をもとに、学び合いに関わる板橋区内の団体等を主な対象としてフォーラムを行い、板橋区内の学び合いの実態に対する理解を深めるとともに、今必要な学び合いを検討する。

「研究・教育普及活動」は、初年度に引き続き、課題を深掘りする研究会を実施するとともに、そこで得た知見をもとに、他事業の状況を整理しながら、助け合いや支え合い、災害時の共助、学び合いの仕組みづくりに関わる提言を作成・発信する。

「情報の発信、広報活動」は、初年度に引き続き、3ヶ月に1回、法人事業の報告をまとめたニュースを発行するとともに、公式LINEを活用して、恒常的に情報発信を行う。初年度と同じく、これらの情報発信が、他事業への参加を促し、協働の推進にも寄与すると考えられることから、事業費の振り分けとしては、多く配分している。

「その他、本会の目的達成のために必要とする事業」については、初年度に引き続き、法人の事業を続ける中で、必要となった事柄を柔軟に包含するためにおいたものであり、初年度の計画には入れ込まないものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従 事 者 の 予 定 人 数	受 益 対 象 者 の 範 囲 及 び 予 定 人 数	事業費の 予 定 額 (千円)
助け合いや支え合いの仕組みづくりを図る事業	連携モデルと仕組みづくりの推進	4月～9月 随時	法人事務所	3人	たすけあい・支え合いに関わる団体・機関関係者及び地域住民 30人	80
	連携モデルに関する説明会、意見交換会の実施	10月～12月にかけて毎月1回	各地域センター、集会所等	3人	たすけあい・支え合いに関わる団体・機関関係者及び地域住民 90人	116

	連携モデルの発表のためのフォーラムの実施	2月	地域センター（会場未定）	3人	たすけあい・支え合いに関わる団体・機関関係者及び地域住民 40人	80
災害時の共助に向けた仕組みづくりを図る事業	個別避難計画の推進を図るための協議会の実施	毎月2回	各地域センター、施設等	3人	関係機関・団体 25人	150
	避難支援者養成講習会	毎月1回	各地域センター	2人	地域住民 30人	120
	災害時の共助に関わるシンポジウムの実施	年1回	地域センター等（会場未定）	4人	地域住民 100人	90
助け合いや支え合いの仕組みづくり、及び、災害時の共助に向けた仕組みづくりを実現するために、市民相互が学び合うための事業	板橋区内の学び合いに関するフォーラムの実施	年2回	地域センター等（会場未定）	4人	板橋区内の学び合い・学習に関わる団体・機関等を含む 70人	100
	地域の課題を学び合い、地域サポートチームを結成する3回連続講座事業	3地域ずつ 年3回	各地域センター	20人	実施地域住民及び関係者 450人	200
	3回連続講座事業を受けたフォーラムの実施	年3回	各地域センター	20人	連続講座参加者及び次回実施予定候補地域の住民等 150人	100
協働にかかわる課題の解決を支援するための研究・教育普及活動	課題を深掘りする研究会の実施	毎月1回	デイサービスおむすび	2人	地域課題解決に関わる団体・個人等 30人	50
	仕組みづくりに関わる提言の作成・発信	年1回	法人事務所	2人	地域課題解決に関わる団体・個人等 200人	80
実施事業に関する情報の発信、広報活動	法人の活動に関するニュース（紙媒体及びデータ）の発行	3ヶ月に1回	法人事務所	3人	不特定多数	400
	公式LINEによる活動報告・活動予定の発信	通年	法人事務所	3人	不特定多数	50
その他、本会の目的達成のために必要とする事業	実施予定なし					0

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

成立日～2026年3月31日

特定非営利活動法人いたばし協働推進センター

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			56,000
正会員受取会費		56,000	
2 受取寄附金			1,870,000
受取寄附金		1,000,000	
協賛金		870,000	
3 受取助成金等			0
4 事業収益			0
助け合いや支え合いの仕組みづくりを図る事業		0	
災害時の共助に向けた仕組みづくりを図る事業		0	
助け合いや支え合いの仕組みづくり、及び、災害時の共助に向けた仕組みづくりを実現するために、市民相互が学び合うための事業		0	
協働にかかわる課題の解決を支援するための研究・教育普及活動		0	
実施事業に関する情報の発信、広報活動		0	
その他、本会の目的達成のために必要とする事業		0	
5 その他の収益			10,000
受取利息		200	
雑収入		9,800	
経常収益計			1,936,000
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			670,000
講師謝礼		100,000	
コーディネーター費		450,000	
給料手当		120,000	
(2) その他経費			676,000
事務費		30,000	
旅費交通費		120,000	
広報費		250,000	
通信費		50,000	
消耗品費		26,000	
事務用品費		200,000	
事業費計			1,346,000
2 管理費			
(1) 人件費			120,000
給料手当		120,000	
(2) その他経費			400,000
消耗品費		40,000	
事務用品費		40,000	
通信運搬費		40,000	
地代家賃		240,000	
会議費		40,000	
管理費計			520,000
経常費用計			1,866,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ……①			70,000
(C) 経常外収益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ……②			0
税引当期正味財産増減額 ①+② ……③			70,000
法人税、住民税及び事業税 ……④			70,000
前期繰越正味財産額 ……⑤			0
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			0

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人いたばし協働推進センター

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			76,000
正会員受取会費		76,000	
2 受取寄附金			2,070,000
受取寄附金		1,000,000	
協賛金		1,070,000	
3 受取助成金等			0
4 事業収益			0
助け合いや支え合いの仕組みづくりを図る事業		0	
災害時の共助に向けた仕組みづくりを図る事業		0	
助け合いや支え合いの仕組みづくり、及び、災害時の共助に向けた仕組みづくりを実現するために、市民相互が学び合うための事業		0	
協働にかかわる課題の解決を支援するための研究・教育普及活動		0	
実施事業に関する情報の発信、広報活動		0	
その他、本会の目的達成のために必要とする事業		0	
5 その他の収益			10,000
受取利息		200	
雑収入		9,800	
経常収益計			2,156,000
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			800,000
講師謝礼		200,000	
コーディネーター費		450,000	
給料手当		150,000	
(2) その他経費			816,000
事務費		60,000	
旅費交通費		150,000	
広報費		250,000	
通信費		100,000	
消耗品費		56,000	
事務用品費		200,000	
事業費計			1,616,000
2 管理費			
(1) 人件費			120,000
給料手当		120,000	
(2) その他経費			350,000
消耗品費		30,000	
事務用品費		30,000	
通信運搬費		30,000	
地代家賃		240,000	
会議費		20,000	
管理費計			470,000
経常費用計			2,086,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①			70,000
(C) 経常外収益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③			70,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			0

特定非営利活動法人いたばし協働推進センター 設立趣旨書

私たち特定非営利活動法人いたばし協働推進センターは、SDGs（持続可能な開発目標）の「誰も置き去りにしない」及び厚生労働省が掲げる「地域共生社会」を理念において、広く地球市民としての自覚にたち、誰も置き去りにしない・されない地域社会を実現するために、あらゆる市民、機関の協働を推進し、課題解決を図ることを目的とします。

私たちは、2019年のSDGsいたばしネットワークの立ち上げ、“オールいたばしが協働で進める地域共生社会づくり”を掲げた子どもから高齢者にかかわる様々なプロジェクトの推進、2022年7月～2024年3月の“いたばし共生社会づくりプラットフォーム”としての課題についてのライフステージや事例に基づいた学習会、区内の公園のバリアフリー点検調査など、地域の現状を知り、課題を整理し、解決に向けて様々な主体と協働して動き出すための取り組みを続けてきました。しかし、学習会の中で参加者同士での課題の認識は深まっても、課題解決にむけた具体的な資源・つながりの創出や課題の社会化については十分に展開することができませんでした。そこで、先述の動きの中で特に中心となって協働してきた5つのNPO法人（ボランティア・市民活動学習推進センターいたばし、板橋区ともに生きる福祉連絡会、SDGsいたばしネットワーク、みんなのたすけあいセンターいたばし、みんなのセンターおむすび）が設立準備幹事団体となって関係者に呼びかけ、“いたばし協働推進センター”のNPO法人としての設立に向け、2024年3月～11月にかけて月に1回の意見交換会を重ねました。そして、2024年11月30日を区切りとして、2025年の6月21日の設立総会までの期間、意見交換会の内容をもとに作成した活動計画を踏まえ、関係者による定例会、地域課題を学び合うフォーラムの実施等に取り組んできました。

今後も、様々な課題に対し、NPO法人や関係機関が個別に取り組んではいても、その実情が互いに知られておらず、横のつながり・連携がなされていない現状、そもそも課題の存在が認識されず、「置き去りにされている」状況に向き合い、すべての人がかけがえのない尊厳ある存在であることに深く共感し合い、その尊厳を妨げている様々な現実を「課題」として捉えることで、置き去りにされている課題を含め、あらゆる課題に光を当て、その解決を目指す人々との協働の実現を目指していきます。具体的には、助け合いや支え合いの仕組みづくりを図る事業、災害時の共助に向けた仕組みづくりを図る事業、前2つを実現するために市民相互が学び合うための事業として、“災害時の共助”“たすけあい・支え合い”“学び合い”の3つのテーマごとのネットワークを軸とした関係者間の情報共有や情報発信による新たなつながりづくりと、実態調査に基づいた課題解決のための実践や学習会の企画を進めるとともに、板橋区内18地域センターエリアの地域人材の発見・地域コミュニティ創造を目指す連続講座の企画と運営、これらの課題解決の実践を土台とした課題対応の仕組みづくりのための研究活動、そこからの提案・提言、要望、陳情等を通じた行政との協働の推進、それらの活動に関する広報活動を進めます。それらを通して、今までの活動の中での関係性に加え、行政、町会・自治会、大学、企業、職種ごとの連合会など多様な主体との新たなつながりを作り、課題解決のための協議体と連携システムを構築していきます。また、下記の宣言文を、協働のあり方の提示及び行動指針として広く共有し、多様な事業をつなぐ連結点としながら展開します。

以上の経緯と活動目的、方針を踏まえ、あくまでも具体的な課題解決を目指す団体として、確かな組織・運営基盤を確立し、公的機関をはじめ、多様な相手との協働を進めるために、特定非営利活動法人“いたばし協働推進センター”を設立いたします。設立のあかつきには、私たちが住んでいる地域を土台として、豊かな実践とその発信を重ね、協働によって、参加団体・個人の活動を活かしつつ、広域的な取り組みも視野に入れながら、より多くの人々と共に歩み、どこまでも、一人ひとりの尊厳に光を当てた「誰も置き去りにしない」私たちのいたばし、地域共生社会の実現をめざしてまいります。

別記（いたばし協働推進センター宣言文 SDGsいたばしネットワークの宣誓文を元として）

- 1、「誰も置き去りにしない・されない社会」の実現をめざし、私たち一人ひとりが人間の尊厳を脅かす課題を直視し、垣根や差異を越えてつながり合い、ともに学び合い、協力しあいます。
- 2、置き去りにされている課題を身近な地域で学び合える場づくりに取り組むとともに、私自身の課題として学びます。
- 3、置き去りにされている課題の根っこを発見し、ともに協力し解決に取り組めます。
- 4、未来の希望である子どもたち・次世代をみんなで守り、育み子どもたちが参画できるまちづくりに取り組めます。
- 5、私たちの取り組みを広く発信し、日本と世界の人びとと友だちになります。

令和7年6月21日

特定非営利活動法人いたばし協働推進センター

設立代表者

住所又は居所

氏名 加藤 勉